

平成28年 第2回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第 57号

平成28年第2回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年5月23日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 平成28年6月2日
2. 場 所 まんのう町役場議場

平成28年第2回まんのう町議会定例会会議録（第4号）

平成28年6月14日（火曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 15名

1番 竹林 昌 秀	2番 川 西 米希子
3番 合 田 正 夫	4番 三 好 郁 雄
5番 白 川 正 樹	6番 関 洋 三
7番 白 川 年 男	8番 白 川 皆 男
9番 大 西 樹	10番 藤 田 昌 大
11番 松 下 一 美	12番 三 好 勝 利
13番 大 西 豊	14番 川 原 茂 行
15番 田 岡 秀 俊	

欠席議員 なし

会議録署名議員の指名議員

8番 白 川 皆 男	9番 大 西 樹
------------	----------

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 青 野 進 議会事務局課長補佐 多 田 浩 章

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 三 原 一 夫 総 務 課 長 高 嶋 一 博

企画観光課長	長 森 正 志	税 務 課 長	脇 隆 博
住民生活課長	細 原 敬 弘	福祉保険課長	佐 喜 正 司
会計管理者	仁 木 正 樹	健康増進課長	見 間 照 史
建設土地改良課長	池 田 勝 正	琴南支所長	雨 霧 弘
仲南支所長	和 泉 博 美	学校教育課長	尾 崎 裕 昭
生涯学習課長	松 下 信 重	水道課長	天 米 賢 吾
地籍調査課長	山 内 直 樹	農林課長補佐	山 神 康 敬

○田岡秀俊議長 おはようございます。

執行部農林課長、森末史博君、通院のため、課長補佐、山神康敬君が出席しておりますので御報告します。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、青野進君。

○青野議会事務局長 それでは、御報告申し上げます。

初めに、町長から地方自治法第149条の規定に基づく議案1件を受理いたしました。

次に、建設経済常任委員長から、会議規則第77条の規定に基づく付託審査報告書を受理いたしました。

次に、各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定に基づく閉会中の継続調査申出書を受理いたしました。

以上で報告を終わります。

○田岡秀俊議長 議会報告を終わります。

日程第1 議会運営委員会報告

○田岡秀俊議長 日程第1、本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、藤田昌大君。

○藤田昌大議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会の6月最終日の運営に関する報告を申し上げたいと思います。

6月13日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長同席のもとに、議会運営委員会委員全員が出席いたしまして、6月定例会最終日の運営について慎重に審議をいたしました。その結果を御報告いたします。

それでは、お手元に配付されております議事日程第4号について御説明を申し上げます。

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長
日程第2 会議録署名議員の指名
日程第3 教育民生常任委員会の委員長報告 教育民生常任委員長
日程第4 付託案件の委員長報告 建設経済常任委員長
日程第5 総務常任委員会の委員長報告 総務常任委員長
日程第6 議案第2号 まんのう町道路線の認定について
日程第7 議案第3号 字の区域の変更について
日程第8 議案第4号 字の区域の変更について
日程第9 議案第6号 工事請負契約の締結について（平成28年度四条小学校校舎棟等大規模改修工事） 即決でお願いします。

日程第10 閉会中の継続調査について

以上の日程で意見の一致を見、午前9時55分、委員会を閉会いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○田岡秀俊議長 議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○田岡秀俊議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、8番、白川皆男君、9番、大西樹君を指名いたします。

日程第3 教育民生常任委員会の委員長報告（教育民生常任委員長）

○田岡秀俊議長 日程第3、教育民生常任委員会の委員長報告の件を議題といたします。

今回の教育民生常任委員会につきましては、付託案件がありませんので、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、委員長報告は省略することに決定しました。

日程第4 付託案件の委員長報告（建設経済常任委員長）

○田岡秀俊議長 日程第4、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

建設経済常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、川原茂行君。

○川原茂行建設経済常任委員長 それでは、建設経済常任委員会の委員長報告を行います。

去る6月7日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、委員5名全員、議長同席のもと、執行部より、町長、副町長、総務課長、所管課長全員の出席により、建設経済常任委員会を公開にて開催いたしました。

6月定例会本会議におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第2号、議案第3号、議案第4号の3議案で、現地視察も含め慎重に審議いたしましたので、その経過及び結果について報告いたします。

まず、審査に先立ち、町道路線を認定する町道鐘場杉ノ上線を字の区域を変更する炭所東地区、炭所西地区をそれぞれ現地視察し、担当課に認定及び変更理由について詳細な説明を求めました。

その後、第1委員会室に戻り、付託議案の審査を行いました。

まず、議案第2号 まんのう町道路線の認定について、執行部より、路線名、鐘場杉ノ上線、起点が吉野字下大宮607番1地先から、終点、吉野下字杉上上所728番1地先までの延長430メートル、幅員は3.2メートルから8メートルで、県道炭所西・善通寺線の区域変更に伴い、町に対して移管されるものであるとの説明がありました。

採決を行った結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号 字の区域の変更について、執行部より、炭所東字浪差に炭所西字草井坂3番、9番、19番、20番を編入するものである。当該番地は、炭所東字浪差に属する土地と一体的な利用がなされており、地番、境界も不明であることから、地権者より強い合筆要望もあり、現実にあった調査を進めるために新字界を定めるとの説明がありました。

委員より、変更する4筆の合計面積はどのくらいあるのかとの質疑があり、執行部より、現地は平成29年度に測量に入るため、はっきりした面積はわからないが、4反ほどあると思うとの答弁でありました。

また、委員より、炭所東と炭所西が混在しているところがあるが、調査によって混在地はなくなるのかとの質疑があり、執行部より、調査することによって混在地はなくなるとの答弁がありました。

採決を行った結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号 字の区域の変更について、執行部より、変更調書①は、炭所西字成政に炭所西字草井坂46甲、46乙を編入するものである。変更調書②は、炭所西字八幡岡に炭所西字小山谷488番、乙3464番を編入するものである。これは27年度の調査の中で飛び字となっていることがわかり、これを解消するものであるとの説明でありました。

採決を行った結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、付託されました議案の審議及び採決結果につきまして、会議規則第41条の規定

により、その結果を報告いたしました。

また、閉会中の所管事務調査を議長に申し出ることとなりました。

次に、その他といたしまして、県内水道広域化について、資料をもとに執行部より説明があり、委員より、平成30年4月の企業団の事業開始に当たり、多数決で押し切られないよう、人口比率で議会構成等をしないように要望してほしいとの意見があり、最後に栗田町長より育樹祭の説明があり、委員会を閉会いたしました。

以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

○田岡秀俊議長 これをもって、建設経済常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第5 総務常任委員会の委員長報告（総務常任委員長）

○田岡秀俊議長 日程第5、総務常任委員会の委員長報告の件を議題といたします。

今回の総務常任委員会につきましては、付託案件がありませんので、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、委員長報告は省略することに決定しました。

日程第6 議案第2号 まんのう町道路線の認定について

○田岡秀俊議長 日程第6、議案第2号 まんのう町道路線の認定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第2号 まんのう町道路線の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第3号 字の区域の変更について

○田岡秀俊議長 日程第7、議案第3号 字の区域の変更についてを議題とします。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。
これより、議案第3号 字の区域の変更についてを採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第4号 字の区域の変更について

○田岡秀俊議長 日程第8、議案第4号 字の区域の変更についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。
これより、議案第4号 字の区域の変更についてを採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第6号 工事請負契約の締結について（平成28年度四条小学校校舎棟等大規模改修工事）

○田岡秀俊議長 議案第6号 工事請負契約の締結について（平成28年度四条小学校校舎棟等大規模改修工事）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第6号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及びまんのう町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に

より議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的、平成28年度四条小学校校舎棟等大規模改修工事。

契約の方法、条件つき一般競争入札。

契約金額、1億6,848万円のうち消費税1,248万円。

契約の相手方、まんのう経常建設共同企業体、代表者、株式会社七箇工業代表取締役、山下美博でございます。

今回の契約は、老朽化施設の長寿命化と良好な教育環境の整備を図ることを目的として、築後約30年を経過した四条小学校の大規模改修工事の契約を行おうとするものでございます。

経過等詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げます。御審議の上、御議決賜われますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 学校教育課長、尾崎裕昭君。

○尾崎学校教育課長 平成28年度四条小学校校舎棟等大規模改修工事に関する入札執行内容及び経過につきまして御説明申し上げます。

まず、入札の方法でございますが、条件つき一般競争入札といたしております。

入札参加資格といたしましては、一般的な事項のほか、条件といたしまして、中讃圏域内（丸亀市、善通寺市、多度津町、琴平町、まんのう町）に主たる営業所を有すること。まんのう町の入札参加資格名簿の登載されていること。建設業法の規定による建築一式工事の総合評定値が870点以上であるもの。構造が鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造で、床面積が本工事と同等以上の建築物の元請として施工実績を有する共同企業体もしくは単独企業であること。建設業法の規定による監理技術者資格を有し、かつ、入札参加資格要件である建築物の担当者としての実績を有する者を専任で配置できること。以上を条件として、5月6日、一般競争入札の公告を行いました。

5月16日に参加受け付けを締め切り、審査の結果、4社及び1共同企業体の参加資格を確認、6月7日に入札を執行いたしました。2

入札の結果、まんのう経常建設共同企業体が落札いたしました。

これにより、本日、工事契約の締結を議案として上程させていただくこととなりました。

以上、簡単でございましたが、内容及び経過の説明とさせていただきます。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 共同建設事業体が入札に参加しているようでありまして、入札基準については課長の説明、全く腑に落ちるものでありますけれども、共同建設事業体の入札資格の判断基準というのは、単独企業とはまた違った観点があるのではないかと思います。そのような共同建設事業体を審査する判断基準の説明を求めます。

共同建設事業体は、解散後も連帯してその責任を全うするというふうになっておりますけれども、この連帯保証の法理に照らすと、何かトラブルが起きたときに、共同事業体があるがゆえの問題解決の困難というか、課題があるんだろうと思います。それをどのように想定しているのか、今、検討している範囲で結構ですから、御答弁願いたい。以上です。

○田岡秀俊議長 総務課長、高嶋一博君。

○高嶋総務課長 竹林議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

今回の入札には、学校教育課長が御説明したように、参加資格としまして、単独の企業と、共同企業体もその中に含めております。

共同企業体につきましては、国交省のほうで規則を定めておりますが、その中で、いわゆる特定JVと経常JVというような格好で、経常的に企業体を組んでおる企業体がございます。まんのう町の場合、その経常JVの届けが出ている団体が1社ございます。その中で、今回の入札資格に合致しましたまんのう経常建設企業体が落札したということになります。経常建設企業体については、指名願いが出ておるときに協定を結んでおります。その協定につきましても、国交省のほうでひな形ありますが、それに基づいて共同企業体の協定を結んでおまして、共同企業体が受注した場合に、共同企業体が分離した以降についても、瑕疵等があった場合に、それを保証するというふうになっておりますが、それ自体は国交省が定めたような基準に基づいて実施しておりますので、特に問題はないものというふうには考えておりますので、御了解をいただいたらと思います。以上でございます。

○田岡秀俊議長 再質問、1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 国交省が示した基準があるということでありましてけれども、その中身の解釈、理解の程度を問いたいわけですね。連帯保証というのをどのように理解しておるのか。出資割合は40、30、30で、地元の企業であって、逃げ隠れしない事業体である、その信頼性はあるわけでありましてけれども、相手が三つあるわけでありまして、どのような交渉の仕方、責任のとらせ方の手法があるのか、その、今、研究している範囲でいいからお答え願えますか。連帯保証を理解しておるか聞きたいわけですね。

○田岡秀俊議長 答弁、総務課長、高嶋一博君。

○高嶋総務課長 竹林議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

お手元のほうに、協定書としまして、まんのう経常建設企業体の協定書をお配りさせていただいております。それをお開きいただいて、第18条のところを見ていただきたいと思います。解散後の瑕疵担保責任についてということでございます。企業体が解散した後においても、当該工事に瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責を負うというふうな格好になっておりますので、この場合に、共同企業体として連帯責任を、ここでは、いわゆる株式会社七箇工業、高木建設、栗田建設株式会社の3者が共同してその責を負うということになりますので、そのような格好での連帯的な責任があるというふうには解釈しております。

○田岡秀俊議長 再質問、1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 執行部の出資割合が40、30、30の共同事業体、これが連帯保証を負うと。解散後も瑕疵担保責任を担うとあるわけでありませけれども、共同して連帯して責任を負うという意味をどう理解しているのか、そこを問うているわけです。

○田岡秀俊議長 総務課長、高嶋一博君。

○高嶋総務課長 竹林議員さんの再質問にお答えします。

先ほどの企業体の協定書の中の第8条のところに、各構成員の出資割合は次のとおりで、ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更、増減があっても、構成者の割合は変わらないということでございまして、2条のところに、出資の割合は工事単価で変更することがあるものである。ただし、工事単価の出資割合を変更する場合には、次の条に掲げる運営委員会の承諾を得て別に定めるというふうな格好になっております。

現在のところ、この共同企業体自体は、出資の割合としては4対3対3というような格好にはなりますが、現実的には、工事の瑕疵等につきましては、各社が当然同等の責任を負うということでございますので、この中で責任を負えなくなった場合には、それ以外の会社が当然それを引き受けて瑕疵の責任を有するというふうに解釈しております。

○田岡秀俊議長 再質問、1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 延々と繰り返してもいけませんから、私の考えを述べますと、出資割合というのは会社の中での責任度合いであって、対外的には30%のところも40%のところも、他が履行できなければ全て責任を負うと。丸ごと3社がそれぞれ独立してでも責任を負わなきゃいけないというのが連帯の法理的な理解だろうと思います。これを確認していただきたい。私の、今、解釈が合っているのかどうか。執行部の中で共通の理解をしていただきたい。対外的には逃げ隠れできない体質であるぞと、これをもって契約を履行させる。契約というのは、お互いに相互策連関係であって、お互いに求めるものがあって、ようやく履行されるものだ。これがPFIを運用した、我々が痛い思いをして経験した経験値であります。これを活用されるようお願いしたい。

そして、10年の担保責任、10年間契約は終わっていない。竣工検査が終われば、契約が終わったのではないということを理解して執行に当たっていただきたい。町長の答弁を求める。

○田岡秀俊議長 答弁調整のために、議場の時計で10時15分まで休憩といたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時15分

○田岡秀俊議長 休憩を戻して会議を再開いたします。

答弁、総務課長、高嶋一博君。

○高嶋総務課長 竹林議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

連帯責任についてのことを問われておりました。民法432条の規定により、連帯債務

とは、数人の債務者が同一の内容の債務について独立して全責任を負うというふうに規定されておりまして、当然この共同企業体においても、連帯責任という言葉が明記されておりますので、各個の独立企業は4対3対3の責務を負うとはなっておりますが、いわゆる債務については、各個が独立して全責任を負うというふうな解釈でございます。

それと瑕疵担保の件ではございますが、瑕疵担保につきましても、住宅等の品質確保の促進に関する法律に基づいて、瑕疵担保の責任を負うということになるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 PFIの問題においては、総務課が法務行政の力量を発揮できなかったことが一つの大きな原因だったと思います。高嶋課長の連帯に対する解釈を町役場の中に浸透させるようお願いし、それから竣工検査が終わり、会計検査が終わったら契約が終わったんでなくて、瑕疵担保の期間が満了するまで契約はトレースされるものと、この理解を執行部の中で共有していただけたらと思います。

トラブルが起きれば、連帯の場合には、お互いに構成事業体がいかに仲よくても、そこの中での桎梏、そういうものは起きるだろうと思います。それに対する対処はよほどの覚悟が要ります。PFI問題に3年かかったような対応が、共同企業体で行った場合には起きる可能性が高いです。その覚悟の上、入念な執行をお願いしたい。以上で、答弁結構です。よろしく願いします。

○田岡秀俊議長 ほかに質疑はありませんか。

14番、川原茂行君。

○川原茂行議員 この事業費の中で、これはかなり詳細に検討されておるとは思いますが、町長もいろんな立場で町産材をという話を、本当に心から願っておる人に大きな役目を担っておるわけでありまして、金額で町産材の金額がどの程度か、多分、もうそれぐらいは把握されておるとは思いますが、ちょっとお聞きいたします。

○田岡秀俊議長 答弁、学校教育課長、尾崎裕昭君。

○尾崎学校教育課長 川原議員さんの御質問にお答えいたします。

町産材の御質問でございますが、今回の改修につきましては、木工事というのがほとんどございません。ということで、ごく一部にはありますが、その中において町産材の指定というも入ってはございません。よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、14番、川原茂行君。

○川原茂行議員 木材を使わないというのであれば、当然町産材は使えません。けれども、木材を使うというのであれば、どの程度の努力をされたのか、努力の結晶の結果をちょっと御報告いただきます。

○田岡秀俊議長 学校教育課長、尾崎裕昭君。

○尾崎学校教育課長 川原議員さんの御質問にお答えいたします。

現在の設計においては木材というのは指定もございません。分量的にもというところで

ございますが、工事に入りまして、木材の使用という変更というのも検討はしたいとは考えております。しかしながら、今現在については、木材の指定はございません。

○田岡秀俊議長 再質問、14番、川原茂行君。

○川原茂行議員 今度は町長さんにお聞きいたします。

今、木材をほとんど使わないという教育課長の話やけども、木材を全く使わないことはないと思いますし、言われたように、もし変更があった場合、変更させてでも、いけるところは、町産材を使う、どの程度のお気持ちを町長がお持ちなのかお聞きいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの質問にお答えいたします。

今回は改修工事ということで、補修程度の木材でなかろうかと思っております。ただ、町産材を使えるところは、最大限利用していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、14番、川原茂行君。

○川原茂行議員 今、お言葉をいただきました。使えるところは最大限の努力をしていくことをお願い申し上げて、質問を終わります。

○田岡秀俊議長 ほかに質疑。

11番、松下一美君。

○松下一美議員 一点、確認させていただきたいと思います。

ただいま、総務課長の説明がありました協定書、まんのう町経常建設企業体の18条のところでありますけど、企業が解散した後においても、当該工事に瑕疵があった場合においては、各構成員が共同連帯してその責を負うとあります。そういう大事なものでありますけど、3者目の栗田建設、確認の代表者の判がちょっと確認しづらいんでありますけど、原本においてはしっかりと確認できるんでしょうか。

○田岡秀俊議長 総務課長、高嶋一博君。

○高嶋総務課長 松下議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

これは当方のコピーが薄かったということでございまして、協定書のほうにはくっきりと印影がございますので、その点、御理解いただいたらと思います。

○田岡秀俊議長 ほかに質疑はありませんか。

3番、合田正夫君。

○合田正夫議員 ちょっと一点だけ。

大改修した場合、大抵悪いところを忘れとるところがどこでも出る。それは今までも追加工事が出てきとるんやけど、その辺は徹底して見とるか見てないか。後で悪いところが出てきたときには徹底して突っ込むんで、その点だけ了解してもらえるようお願いします。

○田岡秀俊議長 答弁、学校教育課長、尾崎裕昭君。

○尾崎学校教育課長 合田議員さんの質問にお答えいたします。

工事中も管理技士のほうも確認に行っております。また、町職員、そして管理のほうも委託することにはなろうかと思えます。そういった中で万全を期していきたいというふうを考えておりますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、3番、合田正夫君。

○合田正夫議員 ほんなら、もし悪いところがあった場合は、責任持って直すということで了解を得ていいんですか。それだけ答えてくれたら、あと答弁要らんです。

○田岡秀俊議長 学校教育課長、尾崎裕昭君。

○尾崎学校教育課長 合田議員さんの御質問にお答えいたします。

そういった箇所が出た場合は、当然のことながら施工不良ということになりますので、その点については業者のほうに再度直していただくことになります。よろしく願いします。

○田岡秀俊議長 ほかに質疑は。

1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 合同企業体の場合の入札資格の審査する特別の基準というのを設けておるのか。それからそれを設ける必要があると考えるのかどうか、現在の状態で結構ですからお答え願いたい。以上です。

○田岡秀俊議長 総務課長、高嶋一博君。

○高嶋総務課長 竹林議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

共同企業体の参加資格等につきましては、経営審査の点数につきましての積算方法を別に国土交通省が定めておりますので、その基準に基づいて積算させていただいておりますので、よろしく願いします。

○田岡秀俊議長 再質問、1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 私は、この合同企業体それぞれが独立して全ての責任を負わなきゃいけないというのは連帯である。それからすると、1社ちょっと力量のないのが入ったときにどうなるのかという問題があります。ほかが全て責任を持ってくれればいいんだろうと思いますけれども、そういうことを想定したときに、合同企業体の体質を事前に分析をしておく必要があるんだろうと考えるわけです。ここのところは、研究してなければ、それはそれで結構ですけれども、視界に置いておいていただいて、こういうことの運用事例がよそにあるのかなのか、国交省が専門家をそろえた施工管理体制を持って、法理的にもそれを解決する舞台を持っておって、非常に強力ですけれども、そのない我が町において、これをどうやっていくのか、視界に置いて考えていただきたい。研究していただきたい。そういうことであります。簡単な答えで結構です。一言お答え願いたい。町長、お願いします。

○田岡秀俊議長 総務課長、高嶋一博君。

○高嶋総務課長 竹林議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

共同企業体をするということ自体に、共同企業体とは建設業が単独で発注及び施工を行

う通常の場合とは異なり、複数の企業体が一つの工事を受注、施工する目的として形成する事業組織体のことを言いますということでございまして、経常建設共同企業体、これはまんのう建設企業体にも当たることですが、中小・中堅の建設企業が継続的な協業関係を確保することにより、単体では確保できない経営力、施工力を強化する目的ですということございまして、一つでは、いわゆる中小で経営力も施工力も劣るんですが、複数であれば、それだけ施工力等が大きくなる、アップするというので、一つ一つでは小さいんですが、複数寄って、ちょっとでも大きな力を発揮するという目的で、地場産業育成の折には、こういう企業体の設置を促進していきたいなというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○田岡秀俊議長 1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 私も共同企業体に非常に期待をかけておりまして、高嶋課長が、今、説明されたような、実効を上げるような弾力的な柔軟な運用を期待するものであります。決して共同事業体を否定するために発言したのではなくて、町がうまくトレースして、その仕組みをうまく使いこなしてほしい。町民経済の発展のために活用していただきたい。これが私の本旨であります。よろしく願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 ほかに質疑は。

14番、川原茂行君。

○川原茂行議員 先ほどの答弁の中に、コピーが悪かったと。我々議会側から言わせますと、いろんな資料をできるだけわかりやすい状態で求めてまいりました。したがって、これ、補足資料なんですね。資料の中で議会に提出する、議会の議決を要するのに、確認せんと議員に配付しておるわけですか。それとも、議会はどの程度の重みを持つ、議会の任務は何なのか、ちょっときちんとお伺いいたしたいと思います。

○田岡秀俊議長 総務課長、高嶋一博君。

○高嶋総務課長 川原議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

これは当方の完全なミスでございまして、以後、注意をさせていただきますので、今回は御容赦をいただいたらと思います。

○田岡秀俊議長 再質問、14番、川原茂行君。

○川原茂行議員 意図するところは、私は余りしつこく申し上げるつもりはございません。ひとつ議会という立場を再認識していただく必要があると強く感じましたので、今後はぜひこういうことのないようお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田岡秀俊議長 これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第6号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第6号 工事請負契約の締結について（平成28年度四条小学校校舎棟等大規模改修工事）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 閉会中の継続調査について

○田岡秀俊議長 日程第10、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

本件は、総務常任委員会、教育民生常任委員会及び建設経済常任委員会において、当該所管事務の調査のための閉会中の継続調査並びに議会運営委員会において議会運営を効率的かつ円滑に行うための閉会中の継続調査について、それぞれ委員長より申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

各委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、平成28年第2回まんのう町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時37分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年6月14日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員